

県南広域振興局長告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成24年4月3日

県南広域振興局長 田村均次

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 花巻大曲線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
花巻市豊沢町291番地先から上根子字欠端151番4地先まで	新	A 41.0~12.0 m	m 3269.0
花巻市南万丁目904番1地先から上根子字欠端122番1地先まで		B 30.0~13.5	583.2
花巻市御田屋町89番地先から上根子字欠端151番4地先まで	旧	A 27.0~10.0	3265.1
花巻市吹張町214番1地先から上根子字欠端122番1地先まで		B 30.0~11.5	4412.3

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター

イ 期間 平成24年4月3日から同年5月3日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 花巻停車場線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
花巻市坂本町174番1地先から四日町三丁目72番1地先まで	新	A 27.0~12.0 m	m 1369.0
花巻市坂本町174番1地先から四日町三丁目72番1地先まで	旧	A 27.0~12.0	1369.0
花巻市坂本町77番1地先から下小舟渡21番4地先まで		B 28.0~16.0	771.6

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター

イ 期間 平成24年4月3日から同年5月3日まで